

「人権」とは、人間が生まれながらにもっている、誰からも侵害されることのない永久的な権利です。世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である」と宣言しており、日本国憲法においては、すべての国民の基本的な人権を保障しています。



さて、近年では、同和問題（部落差別）、障害者差別、ヘイトスピーチの解消についての法律等、人権に関する法整備が進んでいます。

しかし、女性、子ども、高齢者、性的マイノリティ等にかかわる課題、そして、インターネット上における差別的発言など、社会生活におけるさまざまな場面で、差別や人権を不当に軽視する事態もいまだに多く存在しています。

これらの人権課題の解決に向けて、今後も継続した取り組みが必要であり、社会の実情に沿った施策をすすめていくためにも、「松原市人権施策行動計画」の改定を行うこととしました。

現在、人権尊重の考えがベースにある「持続可能な開発目標（SDGs）」に関する啓発や取り組みが、世界中で行われています。今後、東京でオリンピック・パラリンピック競技大会の開催が、5年後には大阪で万国博覧会が開催される予定であり、一人ひとりが持つ様々な「ちがい」を認め、互いに支え合う「共生社会」の実現がより一層重要となります。

そして、本市が目指す「誰もが“ちがい”を認めあいステキに輝ける人権尊重のまち・松原市」も、市民の皆様との協働による取り組みにより、実現できるものと考えておりますので、皆様のより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご協力いただきました関係各位に心より感謝を申し上げます。

令和2年3月  
松原市長 澤井 宏文